

無停電年次点検のご案内

お客様の電気設備は、通常1年に1度は全部停電して年次点検を実施する必要があります。しかし、最近の著しいOA化の普及や電気設備の使用状況等から、点検のための停電時間を確保していただくことが難しい情勢となっております。

そこで、設備要件はありますが特別な装置と測定器具を用いて、お客様の電気設備を停電せずに年次点検が実施できますので、ご相談ください。(ただし、3年に1回は停電が必要です。)

現行方式と無停電方式の主な違い

	現行方式 (全設備が停電する)	無停電方式 (停電しない)
高圧受配電設備		
観察点検 (損傷・変色・異音・汚損等)	・目視点検 ・示温テープ貼付(必要により)	・目視点検 ・示温テープ貼付(必要により) ・温度測定(非接触放射温度計)
絶縁状態の点検 (高圧機器・配線等の絶縁)	・絶縁抵抗測定	・部分放電測定 (超音波式放電探知機)
保護継電器試験 (地絡継電器)	・継電器の連動動作試験	・保護継電器単体動作試験
電気使用場所		
分電盤・使用機器等	・目視点検 ・絶縁抵抗測定	・目視点検 ・絶縁監視装置による常時監視

(注)無停電方式で実施した点検結果によっては、停電して「点検・測定・試験」を行う必要があります。



超音波式放電探知機
(ウルトラホン)

高電圧の電気設備の接触不良や絶縁不良箇所から発生する放電を探知する装置です。



非接触放射温度計
(サーモガン)

物体が放射している赤外線測定することにより温度を計ります。

1. 適用の要件

- (1)年次点検を実施するための停電時間を確保することが困難で、無停電方式による年次点検を希望されるお客さまであること。
- (2)絶縁監視装置等が、設置されていること。
- (3)高圧受電設備および設置環境が、良好であること。

2. 適用に際しての実施事項

- (1)「自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書」の契約更改が必要です。
- (2)「保安規程」の変更が必要です。(当協会が代行いたします。)

お問い合わせ窓口

四国電気保安協会

徳島支部 088-631-2333

愛媛支部 089-943-3751

高知支部 088-883-8861

香川支部 087-821-9611